静岡県飼養衛生管理指導等計画

令和３年４月１日
令和３年 10 月１日改正
静岡県公表

はじめに

1　本計画は、家畜伝染病予防法（以下、「法」とする）第 12 条の３の４に規定する飼養衛生管理指導等計画（以下、「本計画」とする）を定めるものである。
2　本計画の計画期間は、令和３年度から令和５年度とする。
3　農林水産大臣が定める飼養衛生管理指導等指針が変更された場合には、本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
4　県内における家畜の伝染性疾病の発生状況又は本計画の実施状況を踏まえ、必要があると認めるときも同様とする。
5　改正の際には、飼養衛生管理指導等計画に関係する生産者団体や農家に内容の確認を求めるよう努める。
6　本計画を変更した際は、農林水産大臣に報告する。

第一章　飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する基本的な方向

Ⅰ　静岡県の畜産業の現状

1　県内の家畜の飼養状況及び家畜衛生の現状

本県の畜産農家戸数は 509 戸（平成 31 年２月１日現在：畜産統計）、令和元年の畜産産出額は 461 億円と本県農業産出額の 23.3％を占めている。

高齢化、後継者不足、環境問題等により、農家数は減少傾向(対前年 96.4%)にある。

地域別でみると、東部地域では酪農が、西部地域では養豚が盛んである。中部地域は広い範囲を市街地が占めているため、農場数は少ない。

各畜種とも大規模経営が複数存在する一方、中小規模経営では高齢化や後継者不足による離農も進んでいる。

・　乳用牛：県内飼養頭数の約７割が東部地域で飼養されており、富士山西麓地域で特に多く飼養されている。初妊牛は県外からの導入が増加している。乳用牛飼養農場における飼養衛生管理については、「衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等」及び「畜舎の入口における靴の交換又は消毒」の項目について遵守率が低いため、重点的に指導している。
・　肉用牛：県内で広く飼養されている。飼養頭数は乳用牛よりも多く、交雑種肥育が中心となっているため、素牛は酪農場で生産されている場合が多い。飼養衛生管理の状況については、乳用牛と同様。
・　豚：西部地域で盛んであり、県内飼養頭数の約７割が飼養されている。全県的に住宅地との混在化が進み、飼養戸数は減少傾向にあるが、全国に種豚・精液を出荷している種豚農場も複数存在する。養豚場における飼養衛生管理については、「衛生管理区域に立

ち入る者の手指消毒等」及び「畜舎ごと専用の衣服及び靴の設置並びに使用」の項目について遵守率が低いため、重点的に指導している。

・ 採卵鶏：富士山麓に県外の大手企業による約 100 万羽以上を飼養する複数の農場の参入があり、県内飼養羽数が大幅に増加している。小規模～大規模の養鶏場が県内に広く分布している。家きん飼養農場における飼養衛生管理については、「衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置と使用」及び「鶏舎ごと専用の靴の設置及び使用」の項目について遵守率が低いため、重点的に指導している。

・ 肉用鶏：県内で広く飼養されている。飼養衛生管理の状況については、採卵鶏と同様。

・ 馬：県内で広く飼養されており、そのほとんどが乗馬用である。

2　家畜保健衛生所（家保）

静岡県は 23 市 12 町で構成されており、家保は東部・中部・西部の各地域に１ヶ所ずつ設置されている。中部家保は、高度病性鑑定施設である家畜検査課を併設する。

家保	管轄市町
東部	【東部地域】 沼津市、熱海市、三島市、伊東市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、富士市、富士宮市
中部	【中部地域】 静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町
西部	【西部地域】 磐田市、掛川市、袋井市、御前崎市、菊川市、森町、浜松市、湖西市

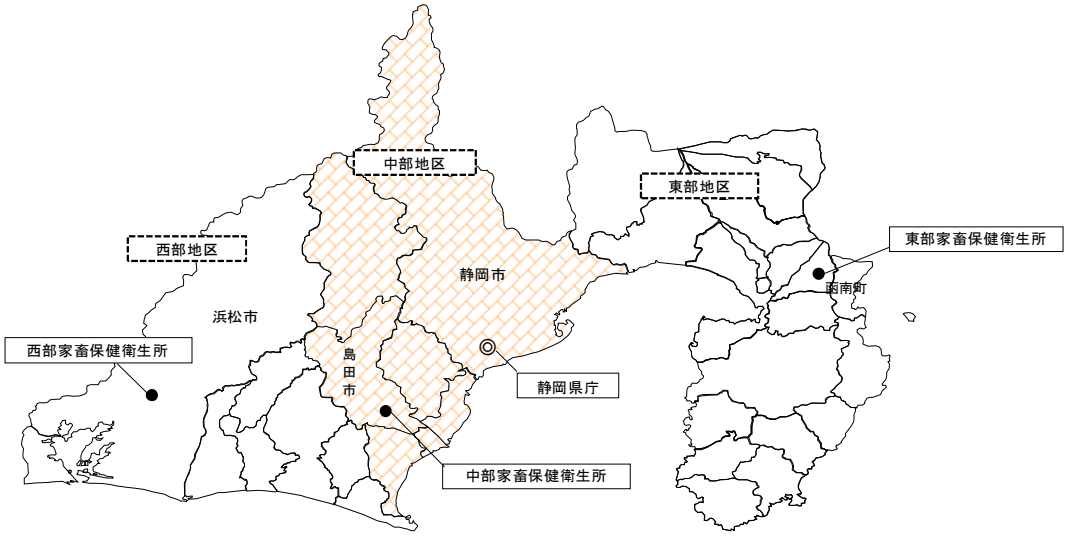

3　家畜衛生関係機関

家畜伝染病発生予防のためには、農場への病原体の侵入防止対策を徹底する必要がある。加えて、豚熱においては、野生イノシシ対策も重要である。防疫対応には関係機関の協力が不可欠であるため、県は平時からこれら関係機関に対し情報の迅速な共有の他、特定家

畜伝染病の研修会や防疫演習への参加を呼びかける等、防疫対応の連携を図る。

(1) 家畜保健衛生推進協議会

地域毎に市町、農協、家畜市場、家畜共済組合、家畜商組合、地域獣医師会、畜産協会、養蜂協会等で家畜保健衛生推進協議会を構成している。同協議会は家畜衛生意識の向上、自衛防疫の推進を図るため、家畜衛生に関する講習会の開催や、防疫資材の配布等を行う。

(2) 野生イノシシ対策

（一社）静岡県猟友会や（公社）静岡県獣医師会と連携し、捕獲または死亡野生イノシシの豚熱検査を積極的に行う。また、静岡県 CSF 経口ワクチン対策協議会を設立し、経口ワクチンの散布や研修会を開催する。

(3) 畜産関係施設

東部地域には家畜共同育成場があり、県内酪農家から預託された牛を育成している。入牧時にヨーネ病、牛伝染性リンパ腫、牛ウイルス性下痢の検査を行い、場内でのこれら疾病のまん延防止に努めている。

西部地域には県内外の家畜(牛・豚) を処理する食肉センター２施設と食鳥処理場３施設があり、随時、家保が衛生管理指導にあたっている。

Ⅱ　家畜伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

1　県内の家畜伝染病の発生状況

家畜伝染病のうち法定伝染病では、ヨーネ病の摘発が続いている。ヨーネ病発生農場においては、法や牛のヨーネ病防疫対策要領、静岡県ヨーネ病防疫対策実施要領に基づき患畜の殺処分、同居牛の抗体検査等の防疫措置を継続実施しており、本病のまん延防止に努めている。

届出伝染病では、と畜場で牛伝染性リンパ腫、豚丹毒が摘発されている。

年次/頭数	H29	H30	R 元	R2
ヨーネ病	2	7	1	1
牛伝染性リンパ腫	11	13	8	1
豚丹毒	11	4	0	9

2　家畜区分ごとの伝染性疾病の発生状況及び家畜衛生上の課題

区分	伝染性疾病の発生状況	家畜衛生上の課題
牛	【ヨーネ病】 ・ 酪農地帯である東部地域でヨーネ病の発生が継続している	・ 乳用初妊牛の多くは北海道を主とする県外からの導入で、本病発生の要因となっていると考えられる。

	【牛伝染性リンパ腫】 ・と畜場での摘発が散発している	・ 農場陽性率が高く、県内に広くまん延している。 ・ まん延防止対策として、陽性牛の摘発淘汰、垂直感染対策、吸血昆虫対策、機械伝播対策が推奨されるが、抗体陽性率が高い農場では実施が困難。また、対策の効果が現れるまで長期を要するため、清浄化に向けた農場の意欲の維持が難しい。
	【牛ウイルス性下痢】 ・ 共同育成場入牧前検査でのPI牛摘発率は0.5%（17/3,450頭；H29～R2） ・ バルク乳検査でのPI摘発農場率は0.7%（1/134農場；H29～R2） ・ 出荷先検査で摘発される事例あり	・ 生産性を低下させるものの死亡率が高くないため、農家の取組みには温度差がある。 ・ PI牛については自主淘汰であるため、検査の実施に消極的な農場もある。 ・ 本病について理解が不十分な農場が多く、農場でのワクチン接種状況は十分とは言えない。 ・ ワクチン接種に対する啓発活動が必要。
豚	【豚熱】 ・ 県内の野生イノシシで豚熱陽性が確認されている（PCR陽性率：捕獲個体5%、死亡個体45%；R3.2月末） ・ 養豚場での発生はない	・ 令和元年11月から飼養豚等へ豚熱ワクチン接種を実施している。 ・ 毎月のワクチン接種及び年２回の免疫付与状況等確認検査が家保業務を圧迫している。 ・ 母豚の更新が進むまでは母豚の抗体価の変動により、哺乳豚へのワクチン接種時期について注視していく必要がある。 ・ ワクチンを接種しても完全に感染を防御できないので、飼養衛生管理基準を遵守するよう指導を継続していく必要がある。
鶏	・ ワクモなど外部寄生虫の被害が散見される	・ 水洗、消毒が不十分なため被害が継続している農場がある。 ・ 使用していた薬剤が効かなくなり、対応に苦慮している。
馬	・ 伝染病の発生はない	・ 着地検査を実施している施設以外は家保との接点が乏しい

3　関係者または関係者間の連携における課題

(1) 産業動物獣医師の確保について

中部地域には産業動物を診察できる獣医師がおらず、地域の産業動物獣医療と家保の連携が取りにくくなっており、相互の情報提供の機会が減少している。

(2) 畜産関係部署の縮小について

市町・農協などの畜産関係部署で、産業動物に関する十分な経験をもつ職員が少なくなっているところもあり、家保と十分に連携できない場合がある。

Ⅲ　指導等の実施に関する基本的な方向

家畜の飼養農場に対し、法第 51 条による立入検査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認する。立入検査の際には、飼養衛生管理基準遵守指導の手引き、定期報告の自己点検表等を活用する。特に、本計画第三章の重点的に指導等を実施すべき事項については、積極的に指導する。

立入の時期については状況に応じて各家保で調整するが、国内で特定家畜伝染病の発生がある畜種及び飼養衛生管理基準の遵守が不十分な農場から優先的に実施する。

飼養衛生管理に不備がある農場については、必要な指導を実施する。

1　指導等に関する基本的な方向

防疫対策上、最も重要なのは「発生の予防」「早期の発見及び通報」「迅速かつ的確な初動防疫対応」である。県は家畜の伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、家畜飼養農場に対し飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、家畜所有者の防疫に対する意識を高めるための取組みを実施する。

(1) 家畜衛生関連情報の周知

家畜衛生に関する情報(疾病発生状況、衛生管理状況等)について、畜産関係者等からの聞き取り調査、各協議会・学会等への参加、開催等により継続的に収集分析する。また、得られた家畜衛生に関する情報は、県関係部局、畜産農場や市町・JA をはじめとする関係機関および団体等に提供し、連携の強化を図る。

(2) 生産性を阻害する疾病の低減

家畜の生産性を低下させる疾病群について有効な低減対策を検討・推進する。病性鑑定依頼状況や、と畜場の食肉衛生検査成績等により畜産農場の生産性阻害状況を調査し、特に家畜損耗が多い畜産農場について発生状況調査及び検査を行い、その結果をもとに有効な対策を実施し、効果について検討する。

(3) 地域毎の家畜衛生課題への対応

近年、多頭化飼育等の飼育環境悪化に伴って発生する複雑な課題に対応するため、地域ごとに要請の強い、または問題となっている課題を取り上げ、原因解明と対策等について継続的に検討する。

(4) 野生動物への対策強化

県内の野生イノシシで豚熱感染が確認されたことを受け、経口ワクチンの散布や県下全域で死亡及び捕獲野生イノシシを検査する。

2　指導等の実施に関する基本的な方向

(1) 家畜飼養者の自己点検

年1回以上、自らが管理する農場の飼養衛生管理の状況について、法第12条の4第1項の規定による報告書の自己点検表により自己点検を行い、その結果を家保に報告する。不備がある箇所については速やかに改善するよう努める。なお、家きんの飼養者における一斉点検について、高病原性鳥インフルエンザの発生シーズン前の9月頃から毎年実施する。

(2) 立入方法

家保は、農場から提出された定期報告の自己点検表を用いて、農場の飼養衛生管理状況の確認を行う。自己点検表の内容と家畜防疫員が確認したものと相違があった場合は、飼養衛生管理基準の手引き等を参考に、飼養衛生管理者に対し飼養衛生管理基準の適・不適について説明するとともに、飼養衛生管理マニュアルに反映させるよう指導する。

立入対象農場および立入の頻度は、以下のとおりとする。ただし、飼養衛生管理指導のため必要な場合は、都度、立入を行うものとする。なお、立入後、飼養衛生管理の遵守状況や飼養規模・飼養環境から立ち入りが不要と判断される場合は、電話等による確認も可とする。

牛	3年で全農場に立入	家きん（小規模※除く）	毎年立入
豚	毎年全農場に立入	家きん（小規模※）	原則として3年で全農場に立入
馬	原則として3年で全農場に立入		

※　小規模；鶏等は100羽未満、ダチョウは10羽未満飼養農場。

(3) 優先指導事項

家畜伝染病発生予防のため、第三章のⅠの事項を中心に、農場内または畜舎内への病原体持ち込み防止に関する事項を優先指導事項とする。

(4) その他

立ち入りの際は、必要に応じて市町や農協等職員の同行をもとめ、家畜衛生の現状及び指導状況を共有する。

サーベイランスや病性鑑定を実施した農場について、立ち入りの際に結果を農場主に伝達する。その際、その後の飼養衛生管理等に活かせるよう工夫して結果を伝える。

第二章　家畜の飼養に係る衛生管理の状況並びに家畜の伝染性疾病の発生の状況及び動向を把握するために必要な情報の収集に関する事項

Ⅰ　実施方針

「家畜伝染病予防事業における全国的サーベイランスの実施について」に基づき計画（別紙１）を策定し、次年度計画を当該年度末までに県ホームページに掲載する。また、法第５条の規定に基づく検査については、法第５条第２項に基づき告示する。

第三章　重点的に飼養衛生管理に係る指導等を実施すべき事項

Ⅰ　飼養衛生管理基準のうち重点的に指導等を実施すべき事項

1　重点的に指導等を実施すべき事項及び指導等の実施方針

飼養衛生管理基準のうち、重点的に指導を実施すべき事項（以下、重点指導事項という）（別紙２）を定め、それらについて本計画期間の各年度において優先して取り組む事項を選定し、その理由を合わせて記載する。

2　指導の実施方法

家畜防疫員は、家畜飼養農場の飼養衛生管理基準の遵守状況について「飼養衛生管理基準遵守指導の手引き」を参考に、定期報告の自己点検の結果の確認を行う。不適項目がある場合は改善に向けて助言・指導を行うが、特に本計画第三章の事項については積極的に指導する。

3　各年度の優先事項

重点指導事項は県ホームページに掲載する。また、新たに優先的に指導を行うべき事項が生じた場合は、その都度、優先事項を変更することができる。

Ⅱ　Ⅰ以外で推奨する飼養衛生管理上の事項

1　家畜衛生に関する情報の提供

国内外で重要な家畜伝染病が発生した際には、農場や市町、畜産関係団体に対し、その疾病の症状や発生状況等を周知するとともに、消毒の徹底や飼養衛生管理状況の再確認を依頼する。

2　家畜衛生に関する情報の確認

家畜の所有者等は、日ごろからメールやFAXを速やかに確認し、家保からの情報を取得できるよう努める。

3　埋却地等の準備

家畜の所有者は、特定家畜伝染病発生時における家畜の死体等を埋却するために必要な広さの土地を準備し、家保は事前にこれを確認する。県は、家畜の所有者が確保する土地での埋却等ができない場合に備え、県有地の確保に努めるほか、市町有地の利用について調整を進めるとともに、焼却施設、移動式レンタリング装置が円滑に利用できるように、市町との調整及び移動式レンタリング装置の設置スペースの確保等を進める。

また、市町や関係機関に対し、家畜伝染病発生時の施設等の利用について日頃から協力を仰ぐとともに、その候補をリストアップしておく。

4　大規模農場所有者の対応計画

大規模農場（家畜伝染病予防法施行規則第 21 条の５に定める頭羽数を飼養する農場）のうち飼養頭羽数や周辺状況をふまえ、家畜伝染病発生時に大きな影響を及ぼす農場については、発生した際の対応計画を事前に作成するよう指導する。

第四章　家畜の所有者又はその組織する団体が行う自主的措置の活性化に関する事項

家保は、家畜伝染性疾病の発生時には農場及び畜産関係者の家畜衛生の意識を高めるため、農場・市町・畜産関係団体あてメールや FAX により情報提供を行う。

各農場が整備する飼養衛生管理マニュアルの作成にあたっては、家保等が助言することで、より実践的・効果的なマニュアルになるようにする。また、家畜伝染性疾病のまん延を防止するため、必要に応じて地域での消毒ポイントの設置や家畜保健衛生推進協議会で防疫資材を共同購入し、農場に配布する。

生産者団体等から依頼があった場合は、研修会・講演会の開催または講師として家保職員を派遣し、家畜衛生に関する知識の普及に努める。

第五章　飼養衛生管理に係る指導等の実施体制に関する事項

Ⅰ　静岡県の体制整備

獣医系大学への職員採用に関する情報提供のほか、県内の学校等での家保業務の紹介、インターンシップの受け入れにより、本県畜産獣医師職員の確保に努める。

また、家保職員の資質向上のため、特定家畜伝染病等に関する研修会の開催や、国が開催する講習会等へ職員を派遣する。

家畜伝染病発生時等、県畜産獣医師職員のみでの対応が困難な場合に備え、他部局の獣医師を家畜防疫員として任命するほか、県退職獣医師や民間獣医師にも協力を要請する。

＜県が開催する研修会等＞

研修会名	場　　所	内　　容
特定家畜伝染病等診断研修会	中部家保	口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザ診断法等についての講習会
高度診断技術研修会	中部家保	新診断技術等の伝達講習
病性鑑定技術研修会	東部、中部、西部家保	県内病性鑑定事例に関する検討会
新規採用職員家畜衛生研修会	中部家保	新規採用職員を対象とする家畜衛生研修会

＜国が開催する講習会等＞

講　習　会　名	場　　所	研 修 内 容
家畜衛生講習会	農研機構 動物衛生研究部門等 （茨城県つくば市）	基本講習会、総合講習会
		特殊講習会（病性鑑定）
		特殊講習会（牛疾病、豚疾病、鶏疾病、海外悪性伝染病、獣医疫学）
家畜衛生研修会		病性鑑定（細菌、ウイルス、病理、生化学）
中央畜産技術研修会	家畜改良センター （福島県西白河郡）	畜産環境保全、畜産統計処理、畜産物リスク管理等

Ⅱ　飼養衛生管理者の選任等

1　飼養衛生管理者の選任に関する方針

飼養衛生管理者は衛生管理区域における責任者であり、衛生管理区域に出入りする者の管理や従業員の教育訓練を担う。飼養衛生管理基準が定められた家畜を１頭または１羽以上飼養するものは、業態に係わらず飼養衛生管理者をおく必要がある。

飼養衛生管理者は衛生管理区域ごとに１人選任するものとするが、複数の衛生管理区域が一体的に管理されており、適正な衛生管理の実施に支障がないと考えられる場合には、同一人物とすることも可能とする。また、家畜の所有者が兼ねることも可能である。大規模農場においては、畜舎ごとに飼養衛生管理者を配置する（同一の者が複数の畜舎を担当する場合には、飼養衛生管理基準で定められた頭羽数を超えないこと）。

飼養衛生管理者は、①衛生管理区域に出入りする者の管理、②従業員の家畜衛生に関する教育訓練、③国または県から提供される家畜衛生関連情報の確認を行う。

飼養衛生管理者については、定期報告により衛生管理区域を管轄する家保あて報告し、変更があった場合は速やかにこれを届け出るものとする。

2　飼養衛生管理者に対する研修・情報提供に関する方針

(1) 研修等

家保職員が農場へ立ち入った際に飼養衛生管理者に対し、飼養衛生管理基準について説明する。また、農場から要請があった場合は、研修会等に家保職員を派遣する。

(2) 情報提供の方法

国内での特定家畜伝染病の発生など家畜衛生上、重要な情報については一斉 FAX 送信システムやメーリングリストを活用し、すみやかに情報を周知する。

外国人技能実習生がいる農場に対しては、動物検疫所作成の外国語リーフレットを配布し、母国から肉製品が郵送されることのないよう、農場に対し注意喚起を依頼する。

Ⅲ　その他指導等の実施体制に関する事項

1　年間指導スケジュール

本計画の実施に係る年度毎のスケジュール（別紙３）を作成し、年度毎に必要に応じて見直しを行う。また、スケジュールについて国から助言があった場合は、スケジュールの修正を検討する。

2　飼養衛生管理を適正に実施しない農場への対応

飼養衛生管理基準の遵守が不十分な農場について、まずは行政手続法に基づき飼養衛生管理の適正な実施を促す。指導は期限を定め、改善されるまで継続して実施するが、正当な理由なく指導に従わない場合は、文書により指導する。

家畜の所有者等が正当な理由なく前述の助言・指導に従わない場合は、法第 12 条の５による指導及び助言、法第 12 条の６による勧告等の措置を講ずる。

3　指導状況等の報告

本計画の実施状況について、家畜の飼養衛生管理状況及び家畜防疫員の確保状況と合わせて国が示す様式により、７月 31 日までに国に報告する。

また、法第 12 条の５の規定のよる指導及び助言、法第 12 条の６第１項の規定による勧告並びに同条第２項の規定による命令の実施状況を、四半期毎に国に報告する。

第六章　協議会の活用とその他の飼養衛生管理に係る指導等実施に関し必要な事項

Ⅰ　協議会等の活用と相互連携に関する方針

協議会等の種類	構成	事務局	協議内容
東海四県家畜衛生主任者会議	愛知県、岐阜県、三重県、静岡県	持ち回り	・　家畜伝染病発生状況 ・　飼養衛生管理の指導方針等
東海四県家畜衛生担当者会議	〃	持ち回り	〃
関東・甲信越・北陸ブロック家畜衛協議会	14 都県、農水省関係７機関[*1]	持ち回り	〃
中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議	9 県、４農政局[*2]	持ち回り	〃
愛知県・静岡県県境防疫会議	愛知県東部家保 静岡県西部家保	交代	・管内の家畜伝染病発生状況 ・家畜衛生上の課題 ・県境付近で家畜伝染病が発生した際の対応 ・情報交換
山梨県・静岡県県境防疫会議	山梨県東部家保 静岡県東部家保	交代	〃
神奈川県・静岡県県	神奈川県湘南家	交代	〃

境防疫会議	保、静岡県東部家保		
家畜保健衛生推進協議会（東部・富士・中部・西部）	各地域の市町、JA、畜産関係団体、畜産関連企業管轄家保	各家保	・ 家畜衛生に関する講習会開催 ・ 家畜伝染病に関する情報提供 ・ 家畜衛生資材の供給
静岡県 CSF 経口ワクチン対策協議会	県、市町、畜産関係団体	静岡県	・ 経口ワクチンの散布に関すること ・ 野生イノシシの豚熱ウイルス浸潤状況
家畜自衛防疫対策委員会	獣医師会産業動物部会員、臨床部会員	県獣医師会	・ 家畜自衛防疫及び家畜衛生指導に関すること

＊1；山梨県、富山県、茨城県、千葉県、長野県、福井県、静岡県、群馬県、埼玉県、新潟県、石川県、栃木県、東京都、神奈川県、農水省動物衛生課・畜水産安全管理課、動物検疫所、動物医薬品検査所、関東農政局、北陸農政局、（国研）農研機構動物衛生研究部門

＊２：岐阜県 、静岡県、愛知県 、三重県 滋賀県、富山県、石川県、福井県、長野県
関東・東海・北陸・近畿農政局

Ⅱ　家畜伝染性疾病の発生時における緊急対応に関する方針

家保は家畜飼養農場に対し、国内または周辺国での家畜伝染病発生情報を家畜衛生情報などで周知する。その際、リーフレットには家保の連絡先とともに、飼養家畜に特定症状が見られる場合は、すぐに家保に連絡する旨を記載し、早期通報を徹底する。

県内または隣県においてアフリカ豚熱などの重大な疾病が確認された場合は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき対応する。農場に立ち入る場合は、飼養衛生管理区域への病原体の侵入防止、飼養衛生管理区域からの病原体の拡散防止対策について確認し、これら対策が不十分である場合は改善を指導する。

Ⅲ　通常の家畜の飼養農場以外の場所への対応に関する方針

飼育動物展示施設等においても飼養衛生管理基準の遵守が必要であるが、これら施設は不特定多数の者が出入りするため、衛生管理区域に出入りする際の病原体の持ち込み及び持ち出しを防止するための規則を作成し、これを家保職員が確認する。規則には、①飼養衛生管理区域の設定、②出入りする者への協力依頼、③出入りする車両の消毒、④出入りする者の消毒、⑤家畜の健康観察、⑥家畜の異常を確認した際の通報ルールを記載する。

（別紙１）令和３年度サーベイランス実施計画

畜種	実施方針
牛	ブルセラ症及び結核は、平成 30 年度から令和２年度まで国サーベイランスとして乳用牛飼養農家 4 戸及び肉用牛飼養農家 1 戸の繁殖牛について、血清学的検査（急速法、ELISA）及びツベルクリン検査（皮内注射法）を実施してきた。令和３年度からは、「牛のブルセラ症及び結核の清浄性サーベイランス実施要領」に基づき検査を実施する。
	ヨーネ病については、平成13年度、14年度の２年間で県下全域の対象牛全頭について検査を実施し、ヨーネ病の浸潤状況を把握した。平成16年度からは全国的な発生状況と県の状況を踏まえ、県下を４地域に分け４年間で県下全域の乳用牛及び同居牛全頭並びに家保長が必要と認めた牛について血清学的検査により検査を実施している。 令和３年度は引き続き、牛のヨーネ病防疫対策要領に基づき、血清学的検査及び確定診断として遺伝子検査を実施する。加えて、導入牛の多い農場に対して法 51 条検査を実施する。 令和２年度は３農場においてヨーネ病を摘発しており、発生農場については、まん延防止措置を講じる。
	牛の伝達性海綿状脳症については、牛海綿状脳症対策特別措置法及び家畜伝染病予防法に基づき、96 ヶ月以上の死亡牛及び 48 ヶ月以上で起立不能を呈した牛、その他検査が必要とされる牛について検査を実施する。
	アルボウイルス感染症（アカバネ病）については、「牛のアルボウイルス感染症サーベイランス実施要領」に基づき、血清サーベイランスを実施する。
	牛ウイルス性下痢に関する防疫対策ガイドラインに基づき、預託牧場の預託前検査を実施し、PI 牛が摘発された生産農場の全頭検査と PI 牛の自主とう汰をすすめる。
	輸入牛については、着地検査の実施により、疾病の早期摘発とまん延防止に万全を期する。
豚	令和元年 11 月に豚熱ワクチン初回接種を実施。以降、「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づきワクチン接種及び免疫付与状況確認検査を実施する。哺乳豚へのワクチン接種時期については、免疫付与状況をふまえ実施する。
	オーエスキー病については、オーエスキー病防疫対策要領に基づき検査を実施する。
鶏	高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づき、定点モニタリング及び強化モニタリングを実施する。加えて、1,000 羽以上を飼養する採卵鶏農場及び種鶏場においてサーベイランス検査を実施する。

	ニューカッスル病については、ワクチン接種による抗体保有状況等の把握に努めるとともに、防疫体制の堅持を図る。
馬	輸入馬について、検疫解放後の着地検査の実施により、疾病の早期摘発とまん延防止に努める。
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症について、家畜伝染病予防法に基づき、月齢が満12月以上で死亡しためん羊及び山羊の検査を実施する。
牛、豚、鶏ほか	家畜伝染病予防法第12条の3の規定に基づき、飼養衛生管理基準の遵守のための指導を実施する。

■　**静岡県飼養衛生管理指導等計画（別紙２）**

「飼養衛生管理指導等指針」(以下、指針とする)第二章のⅠの事項の他、必要に応じて県独自で重点指導項目(※)を設定する。

家畜の区分	重点的に指導等を実施すべき事項（重点指導項目）	指導等の対象農場	実施の時期	重点指導項目・実施時期の設定理由
牛	【R3～R5】 ・　家畜の所有者の責務 ・　飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・　記録の作成及び保管 ・　衛生管理区域の設定 ・　衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等 ・　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 ・　埋却等に備えた土地等の準備	全農場のうち、毎年その数の概ね三分の一	・　5 条検査実施農場については、検査時に実施 ・　それ以外の農場は通年	・　養豚農場での対応を最優先とするため、牛については本計画中、1 回以上の頻度で立ち入ることとする。 ・　指針で示された重点指導項目の対策を実施する・
豚	【R3】 ・　家畜の所有者の責務 ・　飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・　記録の作成及び保管 ・　衛生管理区域の設定 ・　処理済みの飼料の利用 ・　衛生管理区域への野生動物の侵入防止 ・　畜舎に立ち入る者の手指消毒等	全農場	通年	県内の野生イノシシで豚熱陽性が確認されているため、養豚農場の指導を最優先とする。 【R3】 豚熱対策として、野生動物からの病原体侵入防止を徹底する。 【R4】 衛生管理区域内への野生動物侵入防止対策を実施した上で、さらに

	・　畜舎ごとの専用の靴の設置並びに使用 ・　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び補修並びに大臣指定地域における放牧場についての取組 ・　衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（※） ・　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止 ・　畜舎外での病原体による汚染防止 ・　埋却等に備えた土地等の準備 【R4】 ・　衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 【R5】 ・　前年度までに対応が完了していない事項			効果を高めるため、区域内での隠れ場所をなくす対策をとる。 【R5】 指針に示された重点指導項目については、令和3年度での完了を指導するが、未対応農場がある場合には指導を継続する。
家きん	【R3】 ・　家きんの所有者の責務 ・　飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・　記録の作成及び保管 ・　衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等（※） ・　野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕 ・　特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止	100 羽（ダチョウは 10 羽）以上飼養農場	5月～10 月	高病原性鳥インフルエンザへの対応として、100 羽（ダチョウは 10 羽）以上飼養している養鶏場の指導を優先する。 【R3】 野鳥からのウイルス侵入防止対策を完了させる。 【R4】 指針に示された重点指導項目については、前年度までの完了を指
		原則として上記以外の農場については、毎年その数の概ね三分の一	通年	

	・　衛生管理区域内の整理整頓及び消毒 ・　衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用 ・　埋却等に備えた土地等の準備 【R4】 ・　前年度までに対応が完了していない事項 【R5】 ・　前年度までに対応が完了していない事項			導するが、未対応農場がある場合には指導を継続する。 【R5】 　指針に示された重点指導項目については、R3年度までの完了を指導するが、未対応農場がある場合には指導を継続する。
馬	【R3～R5】 ・　家畜の所有者の責務 ・　飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底 ・　記録の作成及び保管 ・　衛生管理区域の設定 ・器具の定期的な清掃または消毒等	原則として全農場のうち、毎年その数の概ね三分の一	・　輸入家畜の着地検査がある場合は、同時に実施 ・　他畜種の指導実施状況、家保の業務状況を踏まえて実施	特定家畜伝染病がないため、他畜種の指導を優先する。

■静岡県飼養衛生管理指導等計画（年間指導スケジュール）

別紙3

畜種	対象農場/項目	R3												R4												R5											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
牛	5条検査農場																																				
	計画期間内に5条検査を実施しない農場																																				
	定期報告（農場→県）	◆												◆												◆											
豚	ワクチン接種農場																																				
	免疫付与状況等確認検査実施農場																																				
	定期報告（農場→県）	◆												◆												◆											
家きん	100羽以上飼養農場（ダチョウは10羽以上）																																				
	100羽未満飼養農場（ダチョウは10羽未満）																																				
	定期報告（農場→県）			●												●												●									
馬	全農場																																				
	定期報告（農場→県）	◆												◆												◆											
全畜種	法に基づく指導状況報告	◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇			◇		
	飼養衛生管理基準の遵守状況報告				◇												◇												◇								
	飼養衛生管理指導等計画																																				

飼養衛生管理指導等計画
公表

スケジュール等
の
見直し・公表

スケジュール等
の
見直し・公表

令和6年度～令和8年度
計画策定・公表

※ 当計画期間中に（原則として）1度は立入りを実施する
原則として年1回以上立入を実施する
◆ 4月15日までに提出
● 6月15日までに提出
◇ 月末までに提出